（法人税法施行令の一部改正）

第十七条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第三項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）」に改める。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　前条の規定による改正後の法人税法施行令第十四条の四第三項第一号の規定は、施行日以後に提出する同項の申請書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の法人税法施行令第十四条の四第三項の申請書については、なお従前の例による。

（石油ガス税法施行令の一部改正）

第十九条　石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「行なわない」を「行わない」に改め、同条第一項中「行なわないこととなつた日」を「行わないこととなった日」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同項第三号及び第四号中「行なわない」を「行わない」に改める。

第四条第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同項第三号中「添附する」を「添付する」に改め、同条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第六条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人又は当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第八条第二項第一号及び第九条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十条第一項中「添附して」を「添付して」に改め、同条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十二条第一項中「添附して」を「添付して」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十三条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十五条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改める。

第十六条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第十五条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第二十条第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（石油ガス税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正後の石油ガス税法施行令（以下この条において「新石油ガス税法施行令」という。）第二条第一項第一号、第四条第二項第一号、第五条第二項第一号及び第三項第一号、第六条第一号、第八条第二項第一号、第九条第一号、第十条第二項第一号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第一号、第十六条第一号並びに第二十条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する新石油ガス税法施行令第二条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の申請書、新石油ガス税法施行令第五条第二項の書面、新石油ガス税法施行令第六条若しくは第十条第二項若しくは石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十二条第四項の書類又は新石油ガス税法施行令第十六条若しくは第二十条第一項若しくは第二項の申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の石油ガス税法施行令（以下この項において「旧石油ガス税法施行令」という。）第二条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の申請書、旧石油ガス税法施行令第五条第二項の書面、旧石油ガス税法施行令第六条若しくは第十条第二項若しくは同法第十二条第四項の書類又は旧石油ガス税法施行令第十六条若しくは第二十条第一項若しくは第二項の申告書については、なお従前の例による。

2　新石油ガス税法施行令第十五条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の石油ガス税法第十六条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

（印紙税法施行令の一部改正）

第二十一条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第七条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第八条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。